

遺贈寄付のご案内



「遺贈寄付」とは、遺言書をつくり、財産の全部または一部を法定相続人以外の特定の人や団体へ寄付することをいいます。

自分が亡くなった後、遺った財産を
泉区の福祉活動に役立ててもらいたい
という方へ

泉区社会福祉協議会の善意銀行では、
いただいた寄付金を泉区内の福祉活動に活用しています。

善意銀行（寄付金）の使いみち

1

泉ふれあい助成金・福祉の泉助成金の財源として活用

泉区内で活動するボランティアや当事者団体などの活動を資金面で支える助成金です。

対象事業 集いの場（サロン・居場所）、子育て支援・障害当事者の活動、福祉のまちづくりなど

実績 令和6年度：141団体（担い手数802人、参加者数57,131人）
助成総額10,380,000円

2

食料支援のための食品等購入費として活用

緊急的に食料支援が必要な泉区在住の生活困窮者に対し、世帯の安定した生活に向けて食料を提供しています。

実績 令和6年度：65件

3

災害等準備金として積立

泉区内で災害が発生した際、被災者支援活動や泉区災害ボランティアセンターの運営資金として活用します。

社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉法 第109条に基づき、全国・都道府県・市区町村それぞれに組織されています。横浜市泉区社会福祉協議会は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」という活動理念のもと、住民やボランティア、福祉施設、行政機関などとともに、地域の特性や福祉課題にあわせてさまざまな活動を展開している民間団体です。

泉区社会福祉協議会への 遺贈の流れ

遺産を寄付する旨の遺言や信託をご準備いただくことで、お亡くなりになった後、遺言者（寄付者）の遺産をスムーズに引き渡すことが可能となります。

1

遺贈寄付の相談

泉区社会福祉協議会までご連絡ください。

2

遺言執行者の決定

遺言者に代わって遺言書の内容を実行する遺言執行者が必要となります。

3

遺言書の作成

法的に有効な遺言書の作成をお願いいたします。遺言書には「社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会に遺贈する」と明記をお願いいたします。

4

遺言の執行

遺言執行者が遺言の内容に基づき、指定された財産を泉区社会福祉協議会（善意銀行）へ寄付します。

5

遺言寄付の活用

遺言者（寄付者）の想いを受け取り、泉区内の福祉活動に役立て、長期的な地域福祉の推進につなげていきます。

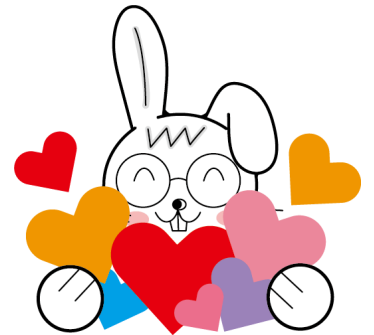
弁護士または司法書士による 遺贈寄付の専門相談

相続のことや遺言書の作成等
手続きについてご相談できます。

場所 横浜市社会福祉協議会
中区桜木町1-1

費用 原則第2水曜日午後（予約制）

日時 無料 ※ご相談は1回限りです



社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会

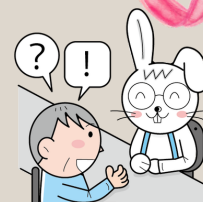
☎045-802-2150（代表）

〒245-0023

横浜市泉区和泉中央南5-4-13

相鉄ライフいずみ中央M3階

*相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅下車徒歩1分



<受付時間>

月曜～金曜 / 午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)